明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令（一九二）　二

〔省　令〕

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇二）　二

〔告　示〕

○平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（**中央選挙管理会**二一）　三

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**法務**四四七）

○日本国に帰化を許可する件（**同**四四八）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロに基づく主務大臣が定める市町村を定める告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一〇）　四

○保安林の指定をする件（**農林水産**一四四七～一四五四）　五

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（**同**一四五五、一四五六）　六

○飼料の公定規格の一部を改正する件（**同**一四五七）　六

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（**国土交通**九九三、九九四）　七

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一六二、一六三）　七

○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**一六四）　七

○道路に関する件（**関東地方整備局**三四七）　八

○道路に関する件（**北陸地方整備局**一〇〇、一〇一）　八

○都市計画に関する件（**同**一〇二）　八

○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（**北海道開発局**一一九～一二五）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　財務省　文部科学省　国土交通省

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

国家試験　二

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁　三

有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係

裁判所　三

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体　三

教育職員免許状失効関係

会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令（政令第一九二号）（内閣府本府）

1　支援金の支給の対象となる自然災害の追加

自然災害によりその区域内のいずれかの市町村において一〇以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県等が二以上ある場合における市町村（人口一〇万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五（人口五万未満の市町村にあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害を追加することとした。（第一条第六号関係）

2　合併市町村に係る特例

平成三二年三月三一日までに行われた市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村（以下「合併関係市町村」という。）の区域について、支援金の支給の対象となる自然災害は、第一条に規定するもののほか、以下のいずれかの区域に係る自然災害（合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）とすることとした。（附則第二項関係）

㈠　第一条第四号に規定する都道府県内の合併関係市町村（合併前人口が一〇万未満のものに限る。）の区域で、五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの

㈡　第一条第三号又は第四号に規定する都道府県に隣接する都道府県内の第一条第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接する合併関係市町村（合併前人口が一〇万未満のものに限る。）の区域で、五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの

㈢　第一条第三号又は第四号に規定する都道府県内の合併関係市町村（合併前人口が一〇万未満のものに限る。）の区域で、五（合併前人口が五万未満のものにあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの及び当該地域（以下「被隣接区域」という。）に隣接する合併関係市町村の区域で、一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（被隣接区域と同一市町村内にあり、被隣接区域と併せた人口の合計が五万未満である場合に限る。）